

# 「向日市国民保護計画(素案)」に対するパブリック・コメント概要結果

平成18年12月1日  
向日市環境政策課  
(電話 :075-931-1111)

「向日市国民保護計画(素案)」について、市民の皆様にご意見を募集いたしましたところ、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

お寄せいただいたご意見及びこれに対する市の考え方を下記のとおり公表いたします。また、「向日市国民保護計画(案)」についても併せて公表します。

なお「向日市国民保護計画」は、今後、府との協議を経て、市議会へ、報告し、策定・公表することとしております。

- 1 意見募集期間 :平成18年10月2日から10月31日まで
- 2 意見募集の結果 :意見提出者 :13名、2団体
- 3 意見の要旨とこれに対する市の考え方 :以下のとおり

意 見 概 要	市 の 考 え 方
<p>向日市国民保護計画の策定関連 (注) 国に対する意見・要望などもありますが、含めて記載しています。)</p> <p>向日市国民保護計画(素案)は他の自治体や国の素案と「うりふたつ」であり、市民を保護する計画とは言い難い。軍事作戦優先の向日市国民保護計画(素案)は廃案にしてほしい。もし戦争になればこの保護計画は国民を守るどころか牙をむくものになると思う。撤回してほしい。アメリカの戦争に市民がまきこまれ、協力されると思うので、この計画策定に反対する。</p> <p>国が憲法を変えて戦争できる国にしようとしていることをやめさせる以外に市民を守る方法はないと考える。国に対して国民保護計画に反対する意見表明をしてほしい。</p> <p>向日市は平和都市宣言をしています。この精神を生かし、憲法9条を守り、教育基本法を守る行政をすすめてください。軍事が優先され、市民を守る内容でないことから反対します。</p> <p>外交努力に全精力を傾けることで、武力攻撃を回避すべきであると考え、国民保護計画の策定に反対します。</p>	<p>平和への取り組みや努力を積み重ねることは大切なことと考えております。</p> <p>「世界の恒久平和の念願」「平和の維持に向けた国際協調のもとでの外交努力の継続の重要性」など、市の基本的な考え方を計画案にも明記しており、これまでからも、世界の恒久平和の実現や国による国際協調のため外交努力の継続が何よりも重要であるということ国にも強く求めているところであります。</p> <p>しかしながら、こうした努力にもかかわらず、万一、武力攻撃事態などに至った場合に、国や地方公共団体が、国民の生命・身体・財産を保護するため、「国民保護法」が平成16年9月に施行されました。</p> <p>この法律で市長に対し、国民の保護に関する計画の策定が義務づけられました。また、計画の策定にあたっては、法律に基づく、市国民保護協議会に諮問しなければならないことから、平成18年3月22日に向日市国民保護協議会条例を制定したところであります。</p>

武力攻撃事態を前提にすることは、憲法  
の精神を遵守すればありえないことです。  
国民・市民を保護するには、外交努力等  
により事態を呼び込まないこと以外にあ  
りません。計画作成作業を中止してくだ  
さい。

国民保護計画はアメリカの戦争に地方自  
治体や公共機関、そこで働く労働者を動  
員するものです。こんな危険な条例は世  
界平和都市宣言をしている向日市にはふ  
さわしくないと考えます。

この国民保護計画は国家動員法を思い出  
させます。国家動員法の再来を許すわけ  
にはいきません。

国や府の計画の焼き直しではなく、市独  
自に市民保護のための権限を行使する内  
容と範囲について、地方自治体として明  
確に定めてください。

世界平和都市宣言をしている自治体にも  
かかわらず、事態の平和的解決の方法が  
ない。攻撃されない備えが必要。「憲法  
9条を守る」決議等の方が有効だと考え  
ます。

軍事行動が優先され、国民保護計画や住  
民避難が架空の計画になるのではないか。  
国民保護法では、多くの公共機関や民間  
会社が動員される。アメリカの戦争に動  
員する計画づくりに進みだす危険極まり  
ないものとなっている。

戦前の国家総動員法の現代版となってい  
る。憲法を踏みにじる暴挙というべきで  
認めることはできない。

市国民保護計画は「戦争をする」ことが  
前提になっています。平和都市宣言をし  
ている向日市にふさわしい、憲法を守る  
ことを強く要望します。

市国民保護計画は、あいまいな表現で、  
個人の自由を制限し、国家に従わせる意  
図が明らかです。

国に向けて国民保護計画に反対を届けて  
ください。

市民を保護するというなら憲法9条を守  
り国に対して保護計画反対を表明してく  
ださい。

従って、市国民保護計画は、市民の生  
命・身体・財産を武力攻撃災害から保護  
するためのものであり、社会を日常的に  
軍事化しようとするものではありません

市としましては、「国民保護法」や「国  
民の保護に関する基本指針」及び「京  
都府国民保護計画」に基づき、「市町村  
国民保護モデル計画」を参考にして、計  
画を作成するものであります。

地方公共団体は、国民保護計画により、  
第一号法定受託事務として、国民保護計  
画を作成することが義務づけられており  
ます。

<p>市民の協力関連</p> <p>消防団、自主防災組織、ボランティア団体を国民保護計画に組み込むべきでない。災害対策を口実に住民の危機感を煽り、国民総動員体制の地ならしを担うものである。</p> <p>国民保護法では、これに従わない場合、罰則まで規定し、強制規定となっているので賛成できません。</p>	<p>市は、計画案において、市民の協力は、市民の自発的意志によるものであることを明記しており、市民に対し、協力を強制することがないよう運用していきます。</p> <p>なお、武力攻撃事態対処法には、罰則は規定されておらず、又、国民保護法においても、罰則を持って強制動員するというような規定はありません。</p>
<p>訓練関連</p> <p>この計画に基づく訓練にも反対します。</p>	<p>武力攻撃事態等において、市民の生命・身体等の安全を確保するための訓練であり、平素から避難訓練をはじめ、できる限りの備えをしておくことは必要なことです。</p> <p>なお、訓練の参加は、あくまで市民の自発的な意志によるものであり、参加を強制するものではありません。</p>
<p>避難関連</p> <p>避難の計画案が茶番そのものです。向日市としても、この点で意見を発するべきではないでしょうか。</p>	<p>武力攻撃事態等においては、住民避難が必要な場合には、国からの指示を受けた府は、市町を通じて避難経路、避難の方法などを内容とする指示を行います。</p> <p>市町は避難実施要領を作成し、避難誘導を行うこととなっていますが、事前に避難マニュアルを作成するなど近隣市町、府、国及び他の関係機関と連携・協力し、いざというときに対応できる体制を構築していきます。</p>

<p>要配慮者等関連</p> <p>「要配慮者」への安全対策については、防災や日常生活を対象とした一般施策を先行して実施してください。</p>	<p>本市では、国民保護措置に関する基本方針で、「高齢者、障害者その他配慮を要する者への配慮」の項目を明記するとともに、第8章「要配慮者等への支援体制の整備」として新たに章を起こして記載しております。</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児などの要配慮者への支援につきましては、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携のもと、個人情報に十分配慮しながら、対策を講じていくものであります。市としましては、国民保護計画策定と併せ、既存の地域防災計画や危機管理に関するマニュアルの見直し、関係機関との連携強化などに取り組み、日常的に要配慮者への安全対策の強化に努めていくこととしています。</p>
<p>武力攻撃災害への市の対処関連</p> <p>武力攻撃事態にさらされた場合、計画を備えたとしても対処する間がない。国・府が直接指揮できない事態の想定がありません。府庁上空に核兵器が投下されれば警察本部もろとも壊滅だと思われませんが、その際の「府」の専権事項についての規定が存在しないのは欠陥だと思います。</p> <p>武力攻撃事態が発生した事後処理しか対応できないなら作成不要。</p>	<p>事態想定は、攻撃の手段、規模の大小、攻撃パターンなどにより異なり、どのようなものになるかは一概に言えませんが、国民保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、国が示した基本指針における類型を想定しています。</p> <p>国民保護法は、市に対して、基本指針に基づいて国民保護計画を作成することを義務づけており、万一の場合に備えて計画を作成しておくことは必要なことと考えます。</p> <p>保護措置の実施に当たっては、どのような事態でも基本となる部分は同様と考えています。</p> <p>また、国・府の機関が攻撃され、壊滅もしくは一次的に機能を果たさなくなった場合においても市長の判断で、国をはじめ、他の都道府県や市町村等と連携しながら、的確な国民保護措置を実施していくこととなります。</p>

計画の策定方法関連

公聴会の開催などを計画し、急いで計画策定は反対である。  
各町内に説明しに来てほしい。  
意見募集期間の延長を要望します。  
策定作業を、朝鮮半島情勢が落ち着き緊張が緩和するまで中断してください。  
この計画案を全住民に配布し、説明会を開催し広く意見を求めるべきと考えます。

市では、広く市民の意見を求め、市の国民保護措置に関する施策を総合的に実施するため、市国民保護協議会を設置し、国民保護計画の作成を諮問し、審議をいただいているところであります。

なお、同協議会の委員につきましては、国民保護法で市域を管轄する指定地方行政機関の長、府の職員、指定公共機関や指定地方公共機関の役員又は職員、学識経験者等から市長が任命することとなっています。

また、意見提出制度として、本年10月2日から10月31日までを募集期間として、パブリック・コメントを実施し、広くご意見をいただいたところです。

さらに、国民保護協議会の審議状況など計画の策定に係る取組は、ホームページに逐次掲載するなど情報提供にも努めております。

今後とも、国民保護の仕組みや市の保護計画について、様々な機会や媒体を活用し、広報に努めていきます。

市の保護計画については、既に国民保護法が施行され、京都府の計画も作成されていることや、国から平成18年中に作成するよう要請されていることもありますが、万一、武力攻撃や大規模テロが発生した時は、市は市民の安心・安全を守る立場にあり、市民の生命、身体及び財産を保護するため最大限の努力をしなければならないことから、できるだけ早期に作成する必要があると考えています。

国際人道法関連

万一の戦時の国民保護を検討するのであれば国際人道法に定められた義務の履行、住民保護規定の活用を検討すべきではないか。

「国民保護」に自衛隊が「専ら充てられ、従事する」ことはありえない。つまり国民保護法に基づく自治体による自衛隊の出動要請はジュネーブ諸条約に違反し、住民が攻撃を受けることになる。自衛隊との「協力関係」を見直した計画とすべき。

国際人道法であるジュネーブ諸条約、ジュネーブ諸条約第一追加議定書及び第二追加議定書の趣旨は、本計画案の基本方針の一つであると考えており、第1編第2章第7項に、「国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。」と明記しています。

自衛隊との連携については、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害へ対処などを実施するうえで、非常に重要なものと考えられます。

その他

名称を「向日市武力攻撃事態対処及び市民保護計画」と変更してください。

「ご意見については、向日市国民保護計画の策定に当たり参考にするとともに、向日市の考え方を整理し公表します。」とありますが、意見件数や中身についても匿名で全ての意見を公表すべきだと思います。

「武力攻撃災害」という言葉についてですが、そのような日本語は存在しません。突発的に起こる「自然災害」と100%人災である「武力攻撃事態」とを混同させることを意図した、誤った日本語の用法であると考えます。訂正を求めます。国際人道法に基づく「無防備地域」の活用が向日市民を戦争の被害から守る最良の手段と考える

国民保護法第35条で、「市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。」と規定されています。

このように、「国民の保護」との名称とされたのは、

武力攻撃事態対処法及び国民保護法の制定による「国民の保護」という概念の発生

地方公共団体が実施する措置についても、当該地方公共団体の住民だけでなく、他の地方公共団体の住民も含めた国民全体が対象となることなどから、「国民保護」との名称になっている。

また、この趣旨を踏まえ、京都府を含め各都道府県も、「国民保護」の名称を使用しているものです。

ご意見につきましては、同じご意見は取り纏めて記載していますが、全て要旨は記載し、公表しています。

「武力攻撃災害」とは国民保護法第2条第4項で、「武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷，火事、爆発、放射線物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。」と規定されています。

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）の第59条は、紛争当事者が攻撃することを禁止した「無防備地区」について定めています。同条の2に基づいて。「無防備地区」を宣言をすることができる「紛争当事者の適当な当局」については、当該地区の防衛に責任を有する当局、すなわち、国であると解されており、市町村が「無防備地区」の宣言を行うことはできないものとされています。

（平成14年6月21日付け、内閣官房、防衛庁 回答）